

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建築基準法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	風況観測塔など安全上支障がない構造の工作物に対する制限の緩和(第147条第3項から第5項まで関係)
規制の区分	規制の緩和
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課、参事官(建築企画担当)付
評価実施時期	令和4年7月14日
規制の目的、内容及び必要性等	近年、高さ60m超の「風況観測塔」を設置するニーズが急速に拡大しているところ、高さが60m超となる場合には、「時刻歴応答解析」等が必要とされていることから、高さが60m以下となる場合と比べて、期間及びコスト面で、大規模な「風況観測塔」の整備の支障となっている。そのため、高さが60m超の工作物であっても、存続期間が2年以内で、構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであれば、構造の安全性確保に関する一部の規定の適用を除外するとともに、「時刻歴応答解析」等を不要とすることとする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	新たに、構造及び周囲の状況に関し、安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合させる必要があるが、そもそも「風況観測塔」については、 ・自重が小さく、構成部材が鉄柱及び支線のみであるなどにより、著しく簡易な構造であること、 ・周囲の建築物等から一定程度離れた場所(例:山中)に設置されていること などから、追加的な遵守費用は発生しない。
(行政費用)	「時刻歴応答解析」等が不要となるが、建築確認等については改正前後とも必要である。なお、設置件数が増加した場合には、建築確認等に係る行政費用が追加的に発生するが、その9割以上が指定確認検査機関において行われているため、各特定行政庁に対して人員増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。
直接的な効果(便益)の把握	従来よりも高い「風況観測塔」を円滑かつ低コストに設置することが可能となり、風力発電の適地を早期に見極め、風力発電設備の設置が加速化されることから、非化石エネルギーの活用拡大に資することが期待できる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	一定の費用は発生するものの、軽微な範囲にとどまると想定され、従来よりも高い「風況観測塔」を円滑かつ低コストに設置することが可能となり、非化石エネルギーの活用拡大に資することが期待できることから、効果(便益)が費用を上回ると考えらえる。
代替案との比較	構造及び周囲の状況に関し、安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準を設けず、一律に「時刻歴応答解析」等を不要とするなど構造の安全性確保に関する規定の一部を適用除外することも考えられるが、そもそも「風況観測塔」は、自重が小さく、構成部材が鉄柱及び支線のみであるなどにより、著しく簡易な構造であること等から、効果は限定的と考えられる。一方、想定を超える大規模地震等が発生した場合に、安全上支障が生じるおそれがあるため、規制緩和案が妥当である。
その他関連事項	有識者等からなるカーボンニュートラルに向けた60M超風況観測塔の規制緩和検討TGにおいて、本規制緩和の内容について検討が行われた。
事後評価の実施時期等	施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	